

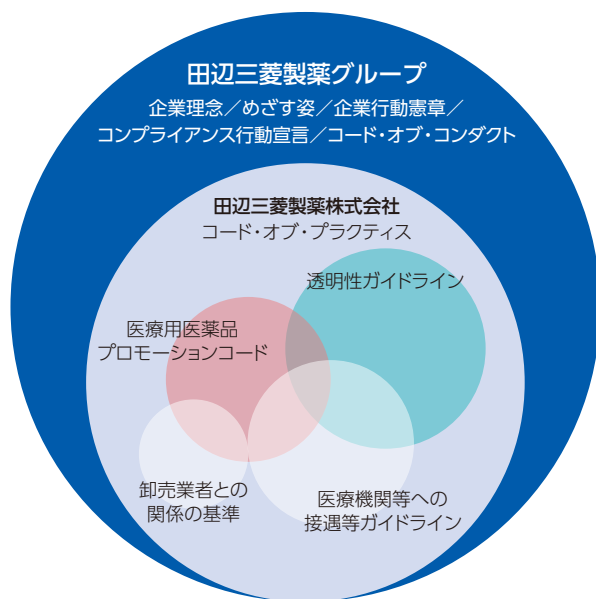


倫理的で公正・誠実な事業活動

■ コード・オブ・プラクティス

当社が会員会社となっている日本製薬工業協会において、会員会社のすべての役員・従業員が、研究者、医療関係者、患者団体、卸売業者等との交流に対し遵守すべき行動基準を策定した「製薬協コード・オブ・プラクティス」が2013年に施行されました。これを受けて、当社においても、「田辺三菱製薬株式会社 コード・オブ・プラクティス」を制定・施行しました。当社および国内子会社のすべての役員・従業員は、医療関係者・医療機関等に対するプロモーション活動のみならず、それ以外の企業活動、すなわち、試験・研究活動、情報発信活動、患者団体との協働、卸売業者との関係などの企業活動においても、このコードを遵守することとしています。なお、海外グループ会社においては、国際製薬団体連合会コード・オブ・プラクティス(IFPMAコード)に準拠した、各国コードを遵守しています。

コード・オブ・プラクティスの位置付け



■ コンプライアンス研修

当社グループでは、高い倫理感と規範意識を培い、コンプライアンス意識の更なる醸成を図るよう、以下の研修を実施しています。

■ 全社コンプライアンス研修

当社グループの全従業員が企業理念・めざす姿を実現するため、業務の基盤となる、コンプライアンス遵守・人権意識向上を目的にeラーニングを実施しています。

■ 部門別コンプライアンス研修

各部門特有のコンプライアンス課題を取り上げ、部門のコンプライアンス推進責任者・担当者を中心に研修を行っています。

■ コンプライアンス・リスク理解度チェック

役員・従業員が一貫した判断基準のもとに行動できるよう、各種法令や社内規則等の理解度をeラーニングで確認しています。

■ 2018年度コンプライアンス研修実施一覧

	実施回数	受講者数
全社共通研修	年1回	5,376人
部門別研修	年1回	5,385人
理解度チェック	年2回	2018年7月：5,300人 2019年2月：5,137人

■ ホットラインの設置

当社グループでは、法令や社会のルールに反する事実または可能性に関する報告・相談窓口として、社内外にホットラインを設置しています。ホットラインの活用により、大きな問題に発展する前に、不祥事などの未然防止または軽減につながります。

また、定期的なコンプライアンス研修等を通じて最近の傾向や特記すべき事例を報告し、ホットラインの利用促進につなげるとともに、再発防止を図っています。

■ 2018年度ホットライン対応件数

職場環境	処遇人事	横領背任	法令規則	その他	合計
9	2	0	4	7	22